

# 市内の中小企業者の事業継続を応援



## 三島市中小企業者等応援補助金

市の経済の安定を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消費の落ち込み等の影響により売上げが一定程度減少し、経営維持に支障が生じている市内の中小企業者などに対して補助金を交付し、事業継続を応援します。

問合せ 商工観光課 ☎ 983・2055

### ！ 補助対象

市内に主たる事務所または事業所を有し、以下の補助要件をすべて満たす中小企業者および個人事業主

### 補助要件

- ①三島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金実施要項（令和2年5月1日施行）に基づく、**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。**
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止を推奨することを目的として、市が実施する個別の支援事業の対象事業者（宿泊業者、公共交通事業者、障がい福祉事業所、介護サービス事業者）ではないこと。
- ③三島市内で1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- ④令和2年1月から6月までの任意の月の売上高が、前年同月比で **30%以上 50%未満減少**していること。
- ⑤④の月の前年同月の売上高が30万円以上であること。
- ⑥市町村税を滞納していない者であること。
- ⑦三島市暴力団排除条例に規定する暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧みなし大企業や全国チェーンの直営店舗ではないこと。

**補助額 1事業者につき 10万円（1事業者1回まで）**

### ！ 提出書類

1. 三島市中小企業者等応援補助金交付申請書（様式第1号）
  2. 誓約書（様式第2号）
  3. 請求書（様式第3号）
  4. 対象月およびその前年同月の月間の売上高が確認できる書類（①および②）≪①前年分：法人は、法人事業概況説明書、確定申告書（月別売上高が確認できるページ）など、個人は、確定申告書（月別売上高が確認できるページ）など。②今年分（共通）：確定申告等に使用する売上台帳、売上帳簿、試算表などの写し≫
  5. 市内に主たる事務所または事業所があることがわかる書類≪法人は、登記事項証明書、会社概要、定款などのいずれかの写し。個人は、確定申告書（第一表）、開業届、営業許可証などの写し≫
  6. 主たる業種及び営業実態が確認できる書類≪直近年の確定申告書（第一表）の写しなど≫
  7. 振込先口座がわかる通帳等の写し≪通帳のオモテ面および通帳を開いた1、2ページ目の写し≫
- ※様式第1～3号は市ホームページからダウンロードまたは、市役所本館受付および大社町別館受付で配布



▲詳細はこちら  
(市ホームページ)

### ！ 提出方法

受付期間 7月1日(水)～9月30日(水) ※消印有効

提出方法 **郵送**で商工観光課 ☎ 411・0853 大社町1・10に提出

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による提出はできませんので、あらかじめご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

## 各種保険料(税)の減免を行います

### 減免対象の保険料(税)

①国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料

(令和元年度および2年度分のうち、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日のもの)

### ！ 減免の対象となる人

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の事由1または事由2に該当する人(※介護保険料は65歳以上)

**事由1** 世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人→保険料(税)の全額免除

**事由2** 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人→保険料(税)の一部を減免(下記要件参照)

※世帯の主たる生計維持者とは、その者の収入で生計を維持している人で、原則世帯主を指しますが、世帯状況が異なる場合でも減免の対象となることがあります。

### 事由2により保険料(税)が減免される要件

世帯の主たる生計維持者について、次の①～③全てに該当する人(介護保険料は①～②に該当する人)

①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みの人

※失業により非自発的失業者の軽減制度適用となる人は国民健康保険税の減免対象にはなりません。

(給与以外の事業収入、不動産収入、山林収入でも減収が見込まれる場合を除く)

②収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下の人

③前年の所得の合計額が1,000万円以下の人

### ！ 申請に必要な書類

対象	必要書類
事由1、2共通	◆減免申請書 ◆同意書 ◆調査同意書(後期高齢者医療保険料のみ) ○本人確認書類の写し(国民健康保険税の場合は世帯主のもの)
事由1	○医師による死亡診断書や診断書など
事由2	◆収入状況等申告書 ○令和元年中の収入がわかる資料(確定申告書の控え、源泉徴収票の写しなど) ○令和2年1月以降の収入および収入見込みがわかる資料(1月以降の給与明細、収支の帳簿など) ○新型コロナウイルス感染症の影響により休職や退職、廃業となった場合、それがわかる資料 ○保険会社などからの通知(保険金・損害賠償金などの支払いを受けている場合)

※「◆」については、市ホームページでダウンロードまたは各担当課窓口で配布。

※その他必要な書類の提示を求められる場合があります。



◀市ホームページは  
こちら

### ！ 申請方法

申請書などの必要書類を郵送または直接各担当課に提出(☎411・8666 北田町4・47 各担当課宛)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での申請となります。ご協力をお願いします。

### 申込み・問合せ

国民健康保険税…課税課市民税係 ☎ 983・2626

後期高齢者医療保険料…保険年金課高齢者医療係 ☎ 983・2710

介護保険料…介護保険課介護保険係 ☎ 983・2607